

令和6年分 相続税の申告事績の概要

令和7年12月
札幌国税局

I 令和6年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

III e-Tax の利用状況等（トピックス）

I 令和6年分における相続税の申告事績の概要

令和6年分における被相続人数（死亡者数）は76,669人（前年対比102.1%）でした。

そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は4,336人（同109.2%）、その課税価格の総額は5,346億円（同105.1%）、申告税額の総額は633億円（同104.5%）と増加し、いずれも基礎控除額の引下げがあった平成27年分以降で最高となりました。

○ 相続税の申告事績

項目	年分等	(注1) 令和5年分	(注1) 令和6年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 75,120	人 76,669	% 102.1
②	相続税の申告書 の提出に係る被相続人数	人 外 745 3,970	人 外 844 4,336	% 外 113.3 109.2
③	課税割合 (②／①)	% 5.3	% 5.7	ポイント 0.4
④	相続税の納税者である 相続人数	人 8,640	人 9,420	% 109.0
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 422 5,089	億円 外 485 5,346	% 外 114.9 105.1
⑥	税額	億円 606	億円 633	% 104.5
⑦	1被 人相 當 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤／②) 外 5,664 12,818	万円 外 5,745 12,330	万円 外 101.4 96.2
⑧		税額 (⑥／②) 1,526	万円 1,460	% 95.7

(注)1 令和5年分は令和6年10月31日まで、令和6年分は令和7年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

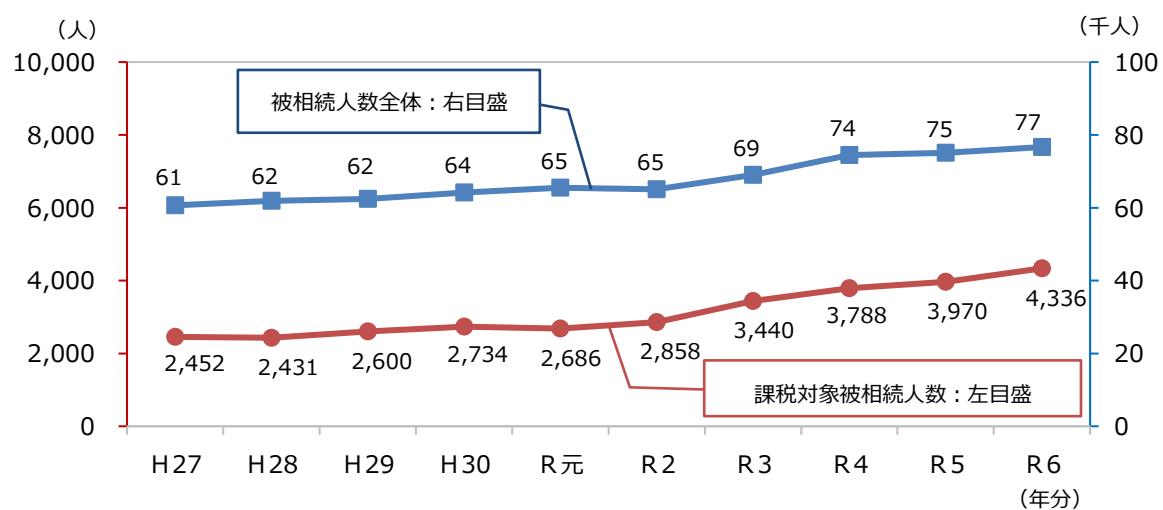
2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

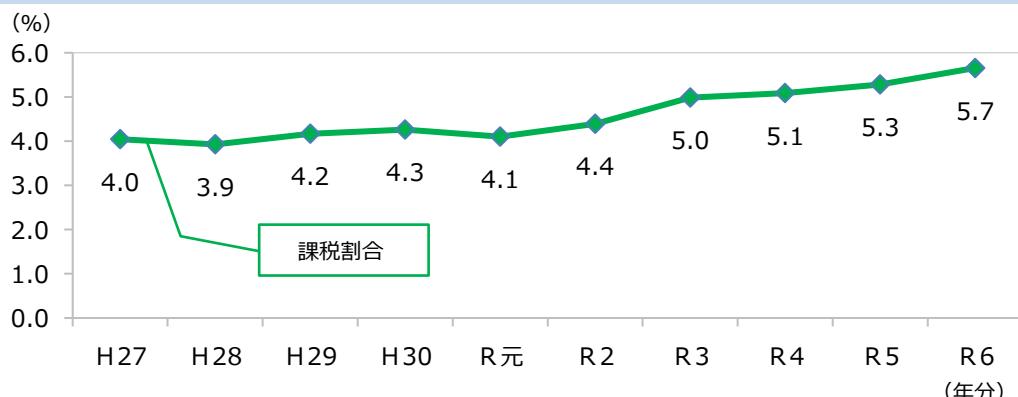
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

II 参考計表

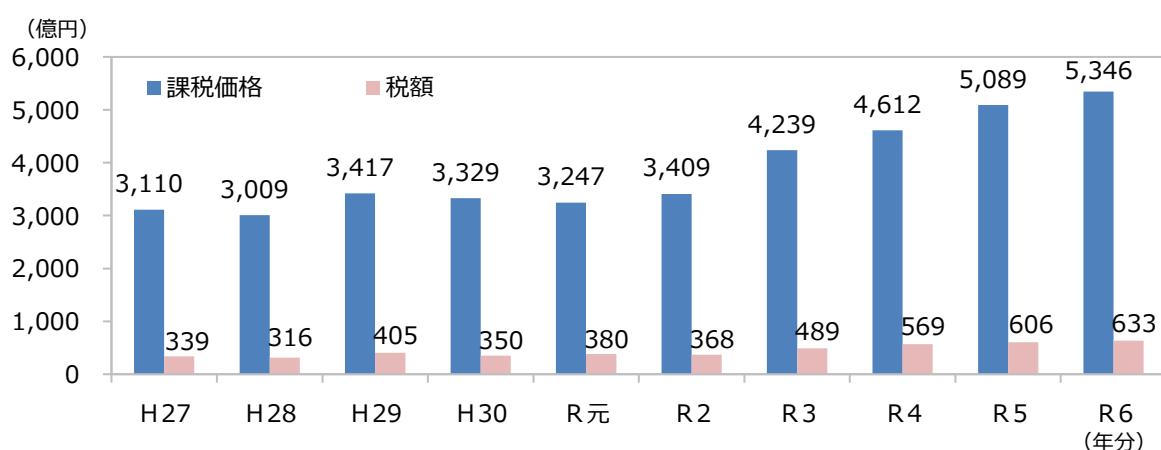
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

4 相続財産の金額の推移

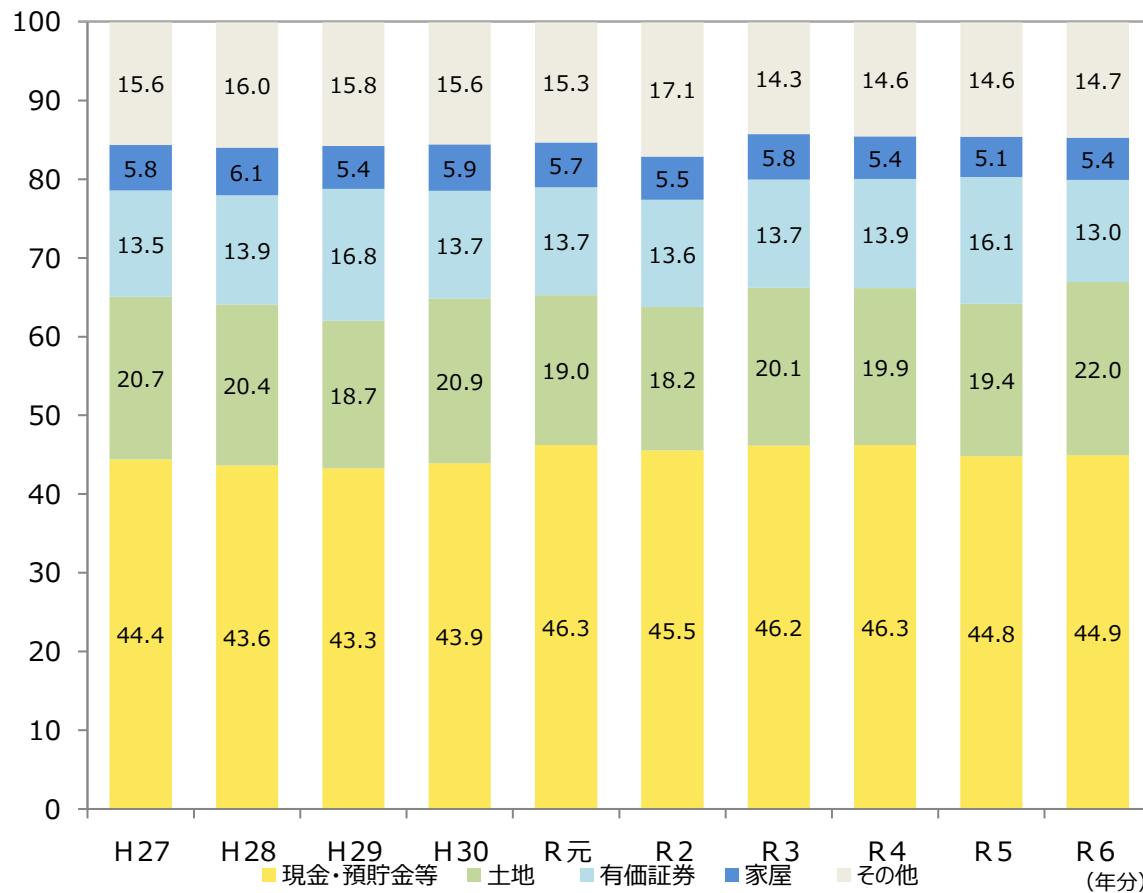
(単位 : 億円)

項目 年分	土 地	家 屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合 計
平成27年	655	183	429	1,407	496	3,170
28	627	186	426	1,339	490	3,069
29	652	189	584	1,505	549	3,479
30	710	200	463	1,489	528	3,390
令和元年	629	189	454	1,530	507	3,307
2	632	191	473	1,581	594	3,470
3	869	251	595	2,001	618	4,335
4	933	253	650	2,167	682	4,685
5	1,003	266	834	2,323	757	5,183
6	1,197	292	706	2,447	802	5,445

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移

(%)



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

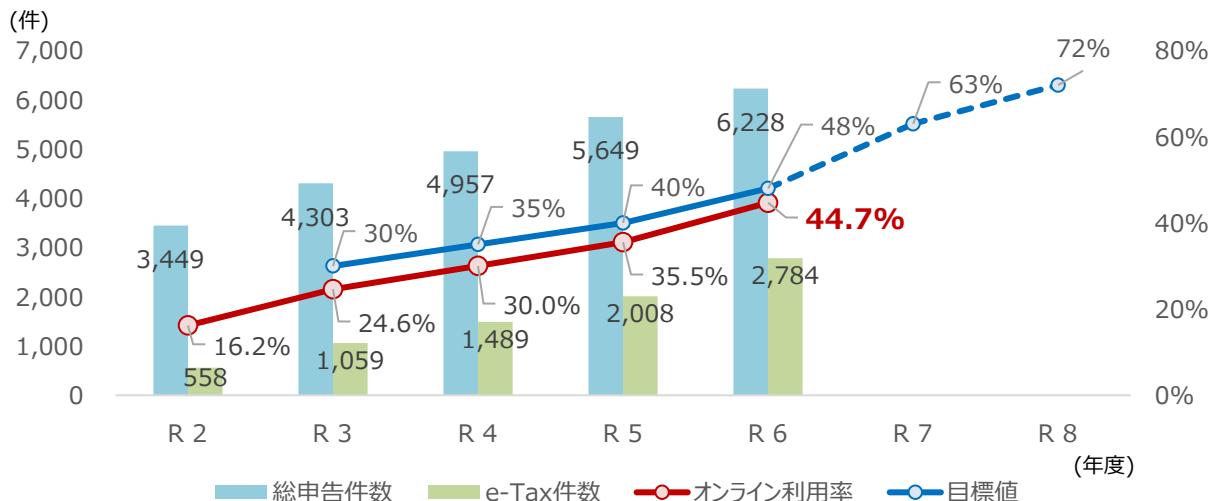
III e-Tax の利用状況等（トピックス）

札幌国税局においては、あらゆる手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

◆ 令和 6 年度の相続税申告の e-Tax 利用率は、44.7%

令和 6 年度における相続税申告の e-Tax 利用率は **44.7%**と、前年度に比べ **9.2 ポイント上昇**となりました。

e-Tax 利用率の目標値を令和 7 年度は 63%、令和 8 年度は 72%に設定し、利用拡大に向けて税理士等に対する個別勧奨などを実施しています。



◆ e-Tax の利用が更に便利に

相続税申告の e-Tax においては、税理士の皆様をはじめとした多くの方からのご意見・ご要望等を踏まえ、次のとおり利便性向上のための方策を実施しています。

➤ 添付書類のスキャナ読み取り要件の見直し（令和 7 年 4 月～）

添付書類等のイメージデータ（PDF 形式）について、これまでではカラー階調（いわゆる、フルカラー）によりスキャナ読み取り等を行う必要がありましたが、**白黒階調（いわゆる、グレースケール）によるスキャナ読み取り等も可能**となりました。

➤ 利用者識別番号の確認の簡素化（令和 6 年 12 月～）

財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に、**利用者識別番号の有無等を電話で連絡**します。

なお、これまでには、財産取得者ごとに「変更等届出書」を提出する必要がありましたが、**1 件の変更等届出書で複数人の財産取得者の利用者識別番号の有無等の確認**が可能となりました。

◆ 相続税の電子申告に関する情報は「相続税 e-Tax 特設サイト」をご覧ください

相続税 e-Tax 特設サイトには、これまで国税庁で実施した利便性向上策、相続税申告の作成・提出に関する Q & A や、イメージデータで提出可能な添付書類などについて掲載しています。

（リンク先）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/etax_leaflet.htm